

◇ 「みらい」 利用の流れ



1 相談

- ・利用を希望する方は、お子さんが在籍する学校にご相談ください。
- ※「みらい」について詳しく聞きたい時は、教育委員会指導室へお問い合わせください。

2 面談・申込み

- ・教育支援コーディネーターが、保護者やお子さんと面談します。
- ・面談後、利用の申込みをする場合は、学校にお伝えください。
- ・教育委員会が「みらい」の利用について承認します。



3 利用開始

- ・訪問する日時や場所は、教育支援コーディネーターと保護者が相談して決めます。
- ・利用の状況やお子さんの様子については、教育支援コーディネーターが保護者や学校と共有します。



4 終了

- ・学校へ登校するようになった場合などは、教育支援コーディネーターと学校・保護者が相談のうえ「みらい」の利用を終了します。

調布市教育委員会

不登校児童・生徒への訪問型支援

「みらい」 利用案内



一人一人に合ったサポートで児童・生徒を応援します

調布市教育委員会指導室

〒182-0026

調布市小島町2-36-1

調布市教育会館5階

電話 042-481-7718~19

令和4年10月発行

「みらい」とは

教育支援コーディネーター、心理士、スクールソーシャルワーカーが、不登校児童・生徒の自宅や公共施設などを訪問し、悩み事の相談やお子さんに応じた学習の支援を行います。

お子さんの悩みや不安などのご相談を受け、学習のサポートや、登校できるように支援します。



教育相談

- 困っていることや悩んでいることについてご相談ください。
- 進路や進学先などの将来に向けたご相談もできます。
- 保護者の方からのご相談も受け付けます。



学習支援

- お子さんの状況に応じた学習の進め方をサポートします。
- 学習内容は相談して決めることができます。
- これまでの学習内容を復習することができます。



☆ 対象者

調布市立小・中学校に在籍している不登校のお子さん

☆ 訪問先

お子さんの自宅

お子さんが立ち寄れる場所（公共施設、学校など）

☆ 訪問日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

原則、午前9時から午後4時までの間

1回の訪問時間は、1時間半程度です。



☆ ご利用にあたって

- 自宅には、支援員が2人程度で訪問します。保護者の在宅をお願いします。
- 教育相談や学習支援に保護者が同席する必要はありません。

☆ 「みらい」の支援員 ☆

- 教育支援コーディネーター（教職経験者）
- 心理士（心理相談の専門家）
- スクールソーシャルワーカー（福祉に関する相談の専門家）